一部負担金の割合の判定の流れ

同一世帯で国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方の住民税課税所得が全員145万円未満である。

負担割合は『 2 割 』

同一世帯で国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方のうち、住民税課税所得が145万円以上の方がいる。

同一世帯で国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方の基礎控除後の総所得金額等（旧ただし書き所得）（注）の合計額が210万円以下である。

（注）総所得金額等（総所得金額、山林所得、譲渡所得等）から基礎控除を差し引いた金額

- 210万円以下 → 負担割合は『 2 割 』
- 210万円超 → 同一世帯で国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方が

同一世帯で国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方が

- 1人 → 収入の合計額が
  - 383万円以上 → 同じ世帯に後期高齢者の方（旧国保被保険者）が
  - 383万円未満 → 負担割合は『 2 割 』
- 2人以上 → 収入の合計額が
  - 520万円未満 → 負担割合は『 2 割 』
  - 520万円以上 → 負担割合は『3 割』

同じ世帯に後期高齢者の方（旧国保被保険者）が

- 同居していない → 負担割合は『3 割』
- 同居している → 同じ世帯に属する後期高齢者（旧国保被保険者）も含めた収入の合計額が
  - 520万円未満 → 負担割合は『2 割』
  - 520万円以上 → 負担割合は『3 割』